

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 12 日

長野県佐久建設事務所長 井出 圭一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 工事名

佐久建設事務所事務室改修工事（移転にかかる業務その4）

#### (2) 工事箇所名

長野県佐久市臼田 2015 白田庁舎

長野県佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎

#### (3) 仕様等

仕様書によります。

#### (4) 工事概要

臼田庁舎 1 階および 2 階事務室へ間仕切新設

臼田庁舎 2 階既設間仕切の撤去

臼田庁舎 1 階および 2 階事務室入口へスマートロックの設置

佐久合同庁舎 4 階休憩室畳・下地解体

#### (5) 工期

工事開始日（契約日の翌日）から約 80 日間。ただし、令和 8 年 3 月 31 日まで。

#### (6) 入札方法

一般競争入札

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされたものでないこと。

#### (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、建築一式工事の入札参加資格を付与されているものであること。

#### (3) 資格総合点数が 820 点以下であること。

#### (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

#### (5) 長野県建設工事入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18

日付け 22 建政技第 337 号) に基づく入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (8) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (9) 佐久地域振興局管内に本店を有していること。

### 3 支払条件

#### (1) 前払金

原則として 1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事等について、請負代金の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前払金をします。

#### (2) 部分払

原則として 1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等について、規則第 156 条の規定による範囲内で部分払をします。

### 4 関係図書の縦覧、現場確認期間及び場所

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を令和 7 年 12 月 12 日（金）から令和 7 年 12 月 19 日（金）までの長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの次の場所において縦覧に供するとともに現場確認を行うことができます。ただし、現場確認を希望する場合は希望する日の前日までに連絡してください。

〒384-0301

長野県佐久市臼田 2015

長野県佐久建設事務所総務課総務係

電話：0267-82-3101

### 5 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語および通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 12 月 23 日（火）午後 2 時

イ 場所 長野県佐久建設事務所 3 階 第一会議室

#### (3) 郵送入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

#### (4) 工事費内訳書の提出

令和 7 年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

工事費内訳書の積算価格（以下、「内訳書価格」という。）と入札書の入札価格（以下、「入札価格」という。）は原則として一致しなければなりません。

ただし、内訳書価格と入札価格の差が 1 万円未満の場合を除きます。

#### (5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (6) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号）第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事として同要領を適用します。同要領第 3 により算定した低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、同要領による調査を実施します。

### 6 入札保証金

政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 127 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収するものとします。

### 7 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項並びに規則第 142 条及び同規則第 143 条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号）の規定により取扱うものとする。

### 8 入札の無効

入札説明書 11 の各号に該当する入札書は、無効とします。

### 9 契約書作成の要否

必要とします。

## 10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。なお、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

## 11 その他

- (1) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- (2) 設計図書に関する質問は、令和 7 年 12 月 12 日（金）から令和 7 年 12 月 17 日（水）午後 5 時までに別紙様式 4 を電子メール（sakuken-somu@pref.nagano.lg.jp）に送信してください。質問があった場合の回答は、令和 7 年 12 月 18 日（木）を最終回答期限とし長野県公式ホームページに掲載します。質問者に対する直接回答は行いませんので、必ず上記掲載先を確認してください。なお、入札後、設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 法改正に伴い、工事費内訳書の記載内容に変更箇所があるので、入札公告を十分ご確認の上で入札にご参加ください。